

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	届出修理事業者への改善命令	根拠条項	第48条				
処分基準	<p>○都道府県知事は、届出修理事業者が経済産業省令で定める検査基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出修理事業者に対して、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>						
	対応区分 1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	くらしの安全安心課	交付機関	くらしの安全安心課	目次 NO	4